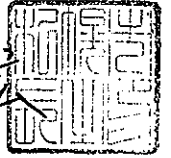


札幌市介護保険事業施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年7月30日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第29号

札幌市介護保険事業施行規則の一部を改正する規則

札幌市介護保険事業施行規則（平成12年規則第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第21条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。
- (2) 様式2及び様式8中「(提出代行者のみ押印)」及び「㊟」を削る。
- (3) 様式19中

預貯金等に関する申告 (配偶者がいる方は合計)	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下					
	預貯金額	円	有価証券 (評価概算額)	円	その他 (現金・負債を含む。)	円
	※同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し通帳等の写しを添付してください。 ※書き切れない場合は、余白に記入するか別紙に記入の上添付してください。 ※預貯金等の調査に係る同意書を添付してください。					

を

預貯金等に関する申告 ※配偶者分は○内に記入	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円（夫婦は1,500万円）超				
	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下				
	預貯金額	円 ( )円	有価証券 (評価概算額)	円 ( )円	その他 (現金・負債を含む。)
※預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円（夫婦は1,500万円）超の場合、不承認となる場合があります。					

に改める。

- (4) 様式20及び様式21中

「

有効期間	食費の負担限度額（日額）
年 月 日	
食費負担	円／日
年 月 日	

」

を

「

有効期間	食費の負担限度額（日額）
年 月 日	円／日
食費負担	短期入所利用時（日額）
年 月 日	円／日

」

に、「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

(5) 様式 3 1 の 2 を次のように改める。

様式 3 1 の 2 削除

(6) 様式 3 2 を次のように改める。

様式 3 2 削除

(7) 様式 3 4 の 1 4、様式 3 4 の 1 7 及び様式 3 4 の 2 0 から様式 3 4 の 2 4 までの規定中「㊦」を削る。

(8) 様式 3 4 の 2 6 中「㊦」を削り、「1 1 3 条」を「旧法第 1 1 3 条」に改める。

(9) 様式 3 4 の 2 7 及び様式 3 4 の 2 8 中「㊦」を削る。

(10) 様式 3 4 の 2 9 中「広告事項可申請書」を「広告事項許可申請書」に改め、「㊦」を削る。

(11) 様式 3 4 の 3 0、様式 3 4 の 3 1、様式 3 4 の 3 4、様式 3 4 の 3 7 及び様式 3 4 の 3 8 中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。